

議案第 71 号

桐生が岡遊園地条例の一部を改正する条例案

桐生が岡遊園地条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 11 月 29 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生が岡遊園地条例の一部を改正する条例

桐生が岡遊園地条例(昭和 46 年桐生市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。
第 4 条の見出し中「、遊器具及び施設」を「及び遊器具」に改め、同条第 1 項中「とし、市長の指定する遊器具及び施設の利用は有料」を削り、同条第 2 項本文を次のように改める。

遊器具の使用は有料とし、使用料は、別表に定めるとおりとする。

第 4 条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 5 条中「使用料」を「遊器具使用料」に改める。

第 13 条を第 15 条とする。

第 12 条中「(昭和 46 年桐生市条例第 17 号)」を削り、同条を第 14 条とする。

第 11 条中「第 9 条」を「第 11 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 10 条第 2 項中「第 7 条」の次に「及び第 9 条」を加え、同条を第 12 条とする。

第 9 条を第 11 条とし、第 8 条を第 10 条とする。

第 7 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあると認められる者

第 7 条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「園内の取締り、又は」を「遊園地の」に、「認めた」を「認められる」に改め、同条を同項第 4 号とし、同条第 2 項中「第 4 号」を「第 3 号」に改め、同条を第 9 条とする。

第 6 条本文中「還付」を「返還」に改め、同条を第 8 条とし、第 5 条の次に次の 2 条を加える。

(駐車場使用料)

第 6 条 駐車場の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、桐生市外に住所を有する者で構成される団体又は桐生市外に事業所を有する団体が、バス(道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する普通自動車のうち乗車定員が 11 人以上のものをいう。)を利用し、そのバスを第 1 駐車場に駐車する場合は有料とする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、駐車場使用料を免除することができる。

3 前項本文の場合において徴収する使用料は、1 台 1,000 円とする。

4 使用料は駐車場を利用する際に現金で徴収する。

(施設利用の許可)

第 7 条 遊園地の施設を特定の者が利用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 利用許可の条件、使用料その他利用に関する事項については、桐生市都市公園条例(昭和 46 年桐生市条例第 17 号)の規定を準用する。

別表大型乗物遊器具の項中「大型乗物遊器具」を「大型遊器具」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 71 号 桐生が岡遊園地条例の一部を改正する条例案

桐生が岡公園遊園地駐車場を使用する市外から来園するバスの駐車場使用料を徴収するため、また、障害を理由とする不当な差別的取扱いに抵触する可能性のある規定の見直しを図るため、所要の改正を行うものです。